

はじめに

我が国の消防は昭和23年発足以来、その時代の要請に応えるべく火災、予防、救急、救助及び防災など広範な分野で強化されているところであり、本県においても、消防体制は関係機関及び関係各位の熱意と御努力により年々充実し、発展してきているところです。

しかしながら、近年、社会経済情勢の著しい変化と都市化の進展により、災害の態様はますます複雑多様化し、大規模化の傾向にあり、消防行政をとりまく環境は一段と厳しさを増しています。

このような状況の中で、本県においては、火災、予防、救急・救助などの消防力の充実と、消防・防災ヘリコプターの活用はもとより、防火、防災思想の普及に努めるとともに、地域における婦人防火クラブ等の育成強化を図り、関係機関、住民、事業所及び消防機関が一体となった地域ぐるみの消防防災体制の確立に努めているところです。

特に、傷病者の症状等に応じた搬送及び受入れをより円滑に行うため、「消防法の一部を改正する法律」が平成21年5月1日に公布され、同年10月30日に施行されたのを受け、本県では、平成22年3月29日に「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」を策定しました。

また、市町村消防の体制の整備及び確立を目的として、平成18年6月に消防組織法の一部改正が行われ、これに伴い本県においても、これからの消防需要に十分に対応できる市町村消防の整備及び確立のため、「鹿児島県消防広域化推進計画」を策定し、平成24年度までに県域7消防本部体制とする消防の広域化の実現に向け取り組むこととしており、現在3地域において「消防広域化運営協議会」が設置されています。

本書は、関係機関の協力を得て、本県の消防体制をはじめ、火災、予防、救急、救助業務の状況等を取りまとめたものです。今後の消防防災行政を推進するうえで広く活用いただければ幸いと存じます。

平成23年3月

鹿児島県危機管理局長 中西 茂